

京都市消防長及び消防署長の資格に関する条例（平成27年1月8日京都市条例第41号）（消防局総務部人事課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により消防組織法の一部が改正され、消防長及び消防署長の資格を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該資格を定めることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市消防長及び消防署長の資格に関する条例を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川大作

京都市条例第41号

京都市消防長及び消防署長の資格に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防正監の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に3年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)